

保護者 様

熊本県立鹿本高等学校
校長 瀬口 和弘

主治医 様

熊本県立鹿本高等学校
校長 瀬口 和弘

学校において予防すべき感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため、出席停止の措置をとることができます。下記に記載の「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、主治医の指示に従い、ご家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になります。しかし、主治医等の御好意により、学校の用紙に記載していただける場合は、右の「罹患証明書」への記入をお願いしてください。この用紙への記載は法律等で無料と定められているものではありません。有料の場合は、学校から文書料の支給はなく、個人負担となりますのでご了承ください。

また、この証明書については生徒が回復し登校する際、学級担任への提出をお願いします。

記

【 学校において予防すべき感染症の種類 】

	疾患名	出席停止の期間
第1種	感染症予防法に規定する1類、2類感染症(省略)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、その他の感染症	

※「感染性胃腸炎」は第3種に含まれます。登校については、主治医の指示を受けて下さい。

誠におそれいりますが、下記の生徒について、学校保健安全法に定められている出席停止扱いに該当している疾患に罹患している場合は、証明をお願いいたします。

年 組 号 氏名:

診 断 名

< 第2種の感染症 >

- 1 インフルエンザ[A・B・疑い]
- 2 百日咳
- 3 麻疹(はしか)
- 4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- 5 風疹(三日はしか)
- 6 水痘(水ぼうそう)
- 7 咽頭結膜熱
- 8 結核
- 9 髄膜炎菌性髄膜炎

< 第3種の感染症 >

- 1 腸管出血性大腸菌感染症
- 2 流行性角結膜炎
- 3 急性出血性結膜炎
- 4 その他の感染症

診 断 日 令和 年(年) 月 日 ()

出席停止期間 令和 年(年) 月 日 ()から

令和 年(年) 月 日 ()まで(見込み)

令和 年(年) 月 日

医療機関名

医師御芳名

印